

医事紛争のしおり

医療水準とガイドライン

一般に「医事紛争」の明確な定義はなく、日本医療・病院管理学会のホームページでは、「医療に関連する“もめごと”を指す際に使用されている。診療上のミスの有無にかかわらずない。医療者側にミスがある場合も、医療者側にミスがなく患者が一方的に苦情を申し立てている場合も含まれる。」と表記されている。

そこで、最近、話題の対話式AI ChatGPTで、「医事紛争とは？」と、問いかけると以下の回答が返ってきた。

“医事紛争”とは、医療に関連した問題や紛争のことを指します。医療行為や医療サービスに関わる様々な事象が原因となり、患者や医療従事者、医療機関などの間で紛争が発生する場合を指します。

医事紛争の原因はさまざまですが、以下のような例があります：

1. 医療ミスや医療過誤：誤診、手術ミス、薬の誤投与など、医療従事者の過失やミスによる問題が起きた場合、患者やその家族との間で紛争が生じることがあります。
2. 治療結果や効果の不满：治療の結果や効果に対して患者が満足していない場合、治療方針や手順への不满が紛争の要因となることがあります。
3. 患者の権利侵害：プライバシーの侵害、患者の同意なしに医療情報が開示されるなど、患者の権利が侵害された場合にも、紛争が発生することがあります。
4. 医療費の請求や保険の問題：医療費の請求や保険給付に関する問題が生じ、医療機関や患者との間で紛争が発生することがあります。
5. コミュニケーションの問題：医師や医療スタッフと患者のコミュニケーションの不足や誤解が原因で紛争が生じることがあります。医事紛争は、患者や医療従事者、医療機関などの間でのトラブルや訴訟に発展することもあります。解決のためには、法的手続きや交渉、仲裁などの方法が用いられることがあります。また、予防策として、医療の質の向上やコミュニケーションの改善などが重要視されます。

確かに、理解しやすい内容です。今後、各方面で利用されることが考えられます。

AIの利用に関しては、いろいろ論議のあるところですが、今後、医療DXのなかでも活用されてくると思いますが、利用者にかかる責任問題等、今後の取り扱いが気になるところです。

現実の医事紛争、医療訴訟の場に立ち返ってみると、我々が日常診療において、活用しているガイドラインの取り扱いがキーポイントとしてあげられる。

「ガイドラインに従った医療行為だから問題ない」といかないのが現実です。

この点に関しては、何度となく、この「医事紛争のしおり」で取り上げられている通りです。今回は、改めてガイドラインと医療水準について触れさせていただきます。

最近のガイドラインは、精緻な推奨レベルがシステムティックレビューとして記載されており、一つの判断基準として有用ですが、他方で「医療の不確実性：同じ治療をしても患者様の状態により、異なった結果となる」ことも踏まえて、医療者としてガイドラインに従った治療行為を行ったので、問題なかったとの判断は下されません。個々の患者様の

状態を十分理解した上での判断が求められます。このとき、ガイドラインと異なる場合であっても患者固有の特殊事情がある場合において、相応の医学的根拠に基づいて個々の患者の状態に応じた治療方法を選択した場合には、それが診療ガイドラインと異なる治療方法であったとしても、直ちに医療機関に期待される合理的行動を逸脱したとは評価できない」との判例もあります。(仙台地裁平成22年6月30日)。

ただし、我々、医療者は絶えず新しい情報を取得する義務も求められています。

教科書、専門書に書かれている内容とガイドラインでは、司法の場において、その取り扱いの重み(エビデンスレベル)は、後者が優先されることは明白です。このガイドラインの利用においても注意しておかなければならないのが、「患者の状態」や「医療水準」です。医療水準とは、その医療行為が行われるときの「注意義務の基準」とされ、医療慣行とは必ずしも一致しないとされています。また、この「医療水準」には、病院の機能レベルも含まれており、全国一律のものではありません。薬剤の使用においても添付文書の記載内容にも十分注意が必要です。過去に腰麻ショックの死亡例で、投与後の血圧測定が能書に従っていないとのことで、「注意義務違反」が問われた事案もあります。

我々の取り扱った最近の事例においても専門書に記載されており、過去に認められた医療行為であるから、問題なしとしているケースがありました。

「医療水準」は、普遍の概念ではなく日々、異なっていくことを十分理解した上で、日頃の研鑽ならびに情報収集の努力を怠らず診療に当たっていくことの重要性を理解しておく必要性を改めて認識していただければと思います。

最後にAIが示した「医事紛争」の原因に対して、如何なる対応を行うべきか今一度、医療水準の向上のあり方、患者とのコミュニケーションのとり方などについて考えていただければと思います。

《参考資料》

岩井 完：医療訴訟の現状と医事紛争を防ぐために留意すべきこと

内分泌甲状腺外会誌 33 (1) : 2-6, 2016

古川俊治、北島政樹：診療ガイドラインと法的「医療水準」. 日消誌 101 : 1-8, 2004

丸山英二：2020年度 医療事故・紛争対応人材養成講座 医療事故と法・倫理 医療事故の法的責任・過失の判断

www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/medical/Lecture/slides/200926funsou.pdf

(合地 明常任理事)